

NACCSを利用した 税関への届出について

平成28年度保税事務研修配布資料

監視部保税許可部門

目次

1. 汎用申請業務(コード HYS)について・・・P 1
2. 添付ファイル登録業務(コード MSB)
についてP10

1. 汎用申請業務（コード H Y S） を利用した届出の提出

税関窓口への書類の提出が不要

届出を作成している（本社などの）端末でも設置可能

汎用申請(HYS)とは・・・

汎用申請とは、**NACCSの業務コード(HYS)**を利用し、申請様式や関係資料を添付して**送信**することで**税関手続を行う業務**です。

汎用申請業務で届出申請することにより、

- 税関窓口へ書類を持参する手間が省けます。
- 申請書への押印、署名を省略することができます。
- 税関へのデータ提供等で使用するUSBメモリ等の持ち出しが不要になり、紛失等による情報漏えいのリスクが軽減されます。



汎用申請が可能な手続き一覧

汎用申請により保税地域関係の手続きができる業務は以下のとおりです。
(NACCS掲示板より、許可関係は全て、その他業務は一部を抜粋)

(1)

申請手続種別 コード	汎用申請手続名称	根拠法令(関税法は名称略)	申請様式
H01	保税地域収容能力等 変更届出(保税蔵置場)	法第44条第1項 令第37条 基44-2	C-3160
H02	保税地域収容能力等 変更届出(保税工場)	法第61条の4(法44条第1項を準用) 令第50条の2(令第37条を準用) 基61の4-9(基44-2を準用)	C-3160
H03	保税地域収容能力等 変更届出(保税展示場)	法第62条の7(法44条第1項を準用) 令第51条の8(令第37条を準用) 基62の7-3(基44-2を準用)	C-3160
H04	保税地域収容能力等 変更届出(総合保税地域)	法第62条の15(法44条第1項を準用) 令第51条の15(令第37条を準用) 基62の15-1(基44-2を準用)	C-3160
H05	保税地域休廃業届出(保税蔵置場)	法第46条 令第39条第1項 基46-2	C-3180
H06	保税地域休廃業届出(保税工場)	法第61条の4(法46条を準用) 令第50条の2(令第39条第1項を準用) 基61の4-9(基46-2を準用)	C-3180
H07	保税地域休廃業届出(保税展示場)	法第62条の7(法46条を準用) 令第51条の8(令第39条第1項を準用) 基62の7-3(基46-2を準用)	C-3180
H08	保税地域休廃業届出(総合保税地域)	法第62条の15(法46条を準用) 令第51条の15(令第39条第1項を準用) 基62の15-1(基46-2を準用)	C-3180
H09	保税地域業務再開届出(保税蔵置場)	令第39条第2項 基46-2	C-3190
H10	保税地域業務再開届出(保税工場)	令第50条の2(令第39条第2項を準用) 基61の4-9(基46-2を準用)	C-3190
H11	保税地域業務再開届出(保税展示場)	令第51条の8(令第39条第2項を準用) 基62の7-3(基46-2を準用)	C-3190

(2)

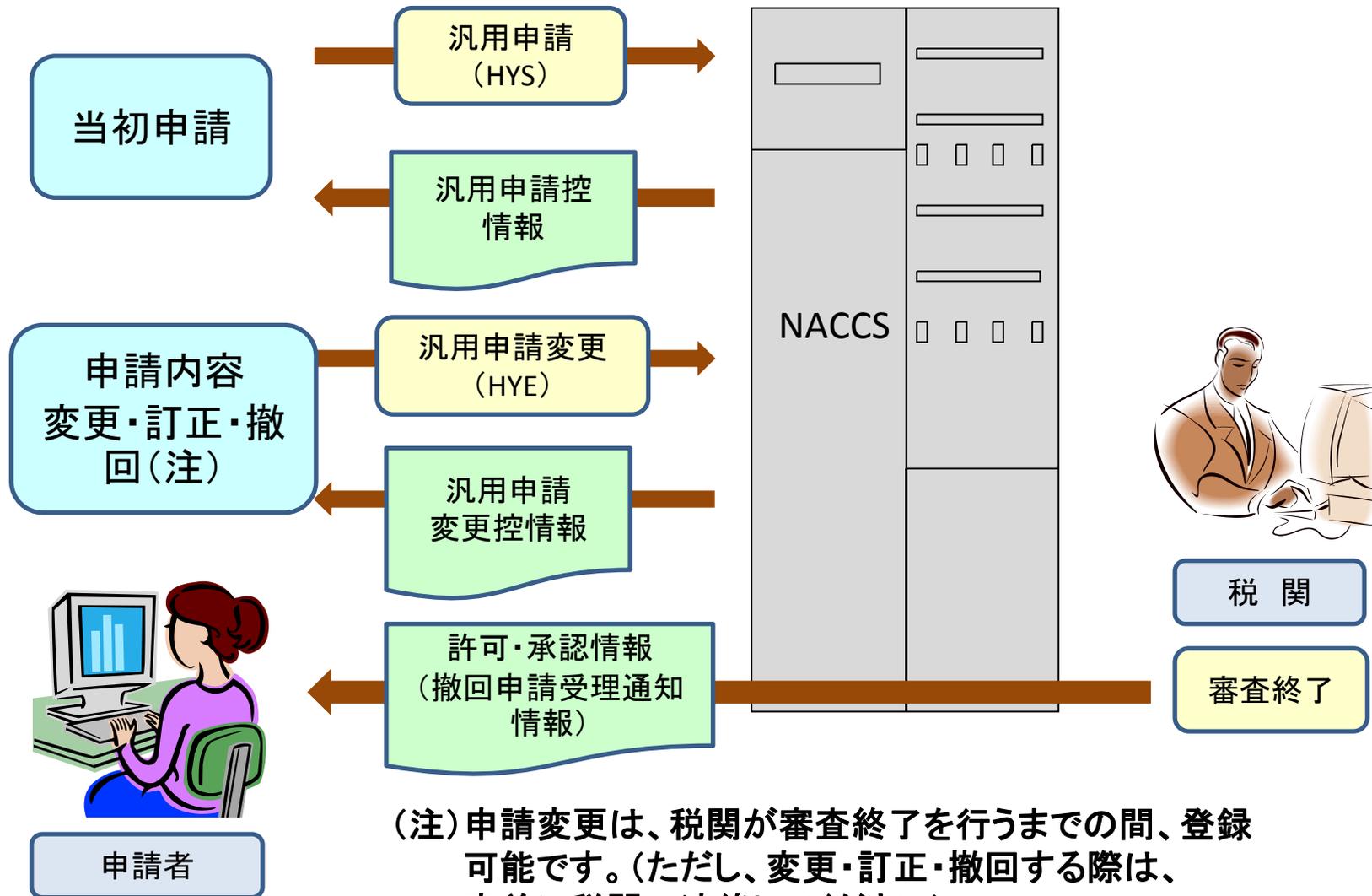
申請手続種別 コード	汎用申請手続名称	根拠法令(関税法は名称略)	申請様式
H12	保税地域業務再開届出(総合保税地域)	令第51条の15(令第39条第2項を準用) 基62の15-1(基46-2を準用)	C-3190
H15	保税地域許可内容変更届出	令第35条第3項 令第50条の2(令第35条第3項を準用) 令第51条の15(令第35条第3項を準用) 基42-11(2) 基56-14(2) 基62の8-7(2)	適宜様式
H16	保税台帳電磁的記録保存届出	法第34条の2 法第61条の3 法第62条の7(法第61条の3を準用) 基34の2-4 基61の3-1(8)(基34の2-4を準用) 基62の7-2(2)(基34の2-4を準用)	適宜様式
H17	外国貨物蔵置期間延長承認申請 (保税蔵置場)	法第43条の2第2項 令第36条の2 基43の2-3(1)	C-3240
H20	未承認貨物蔵置期間延長申請	法第43条の3第1項 令第36条の4 基43の3-6	C-3241
H22	減却(廃棄)承認申請 (保税蔵置場にある貨物)	法第45条第1項 令第38条 基45-2(1)	C-3170
H24	減却(廃棄)承認申請 (指定保税地域にある貨物)	法第41条の3(法第45条第1項を準用) 令第34条の2(令第38条を準用) 基41の3-1(基45-2を準用)	C-3170
H33	外国貨物亡失届出(保税蔵置場)	法第45条第3項 令第38条の2 基45-3	C-3175
H39	違約品等保税地域搬入届(再輸出)	定率法第20条第1項 定率令第56条第1項 定率基20-2	T-1630

申請手続種別コード	汎用申請手続名称	根拠法令(関税法は名称略)	申請様式
H46	外国貨物廃棄届出	法第34条 令第29条 基34-1(2)	C-3080
H54	保税地域許可期間更新申請 (保税蔵置場)(注1)	法第42条第2項 令第36条第1項 基42-12(1)	C-3140
H55	保税地域許可期間更新申請 (保税工場)(注1)	法第61条の4(法第42条第2項を準用) 令第50条の2(令第36条第1項を準用) 基61の4-9(基42-12(1)を準用)	C-3140
H56	保税地域許可期間更新申請 (総合保税地域)(注1)	法第62条の15(法第42条第2項を準用) 令第51条の15(令第36条第1項を準用) 基62の8-10(1)	C-3520
H57	保税地域蔵置貨物種類変更届(注2)	令第35条第3項 令第50条の2(令第35条第3項を準用) 令第51条の15(令第35条第3項を準用) 基42-11(1) 基56-14(1) 基62の8-7(1)	適宜様式
H62	保税作業終了届	法第58条 定率法第19条の2第5項(法第58条を準用) 令第45条第2項 基58-2	C-3260
H75	外国貨物加工製造報告	法第61条の2第2項 法第62条の15(法第61条の2第2項を準用) 基61の2-4 基62の15-1(基61の2-4を準用)	C-3310
H76	総量管理適用工場における外国貨物加工、 製造等報告	令第49条の2第1項 基61の2-7(6)ハ	C-3312
H77	保税作業種類変更届(注2)	令第50条の2(令第35条第3項を準用) 基56-14(1)	適宜様式
H99	NACCS登録情報変更願(保税)	—	変更願

(注1) H54～H56(保税地域許可期間更新申請)については、税関から返信する際、通信欄の文字数に限りがあり、許可更新に関する内容を全て入力できないため、従来どおり、紙による申請、交付となります。

(注2) H57(保税地域蔵置貨物種類変更届)、H77(保税作業種類変更届)については、申請官署制限により、申請先は本関のみとなっていますので、本関地区以外の官署は従来どおり、紙による届出となります。

汎用申請業務処理の流れ

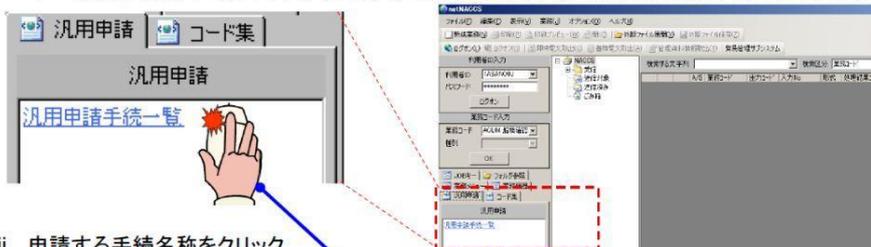


(注) 申請変更は、税関が審査終了を行うまでの間、登録可能です。(ただし、変更・訂正・撤回する際は、事前に税関へ連絡してください)

NACCSのHYS業務の入力手順①

① 汎用申請業務を行う手順にかかる税関様式を確認します。

i 「汎用申請」タブをクリックすることにより、NACCS掲示板 汎用申請関係が表示されます。



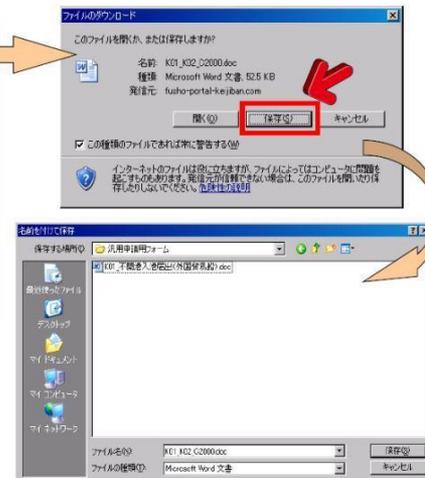
ii 申請する手続名称をクリックすると、NACCS掲示板の業務コード集 汎用申請関係 画面に展開します。



② 税関様式を保存します。

申請する手続の申請様式番号をクリックし、「保存」を選択すると【名前を付けて保存】ダイアログが展開します。

申請手続 種別コード	汎用申請手続名称	Cuspecコード (参考)	税関法令	申請様式
K01	不船輸入申請書 (外国船舶)	K0010	関税法 (昭和19年法律第60号、以下「関税法」といふ。) 第108条第2項	K01-C2000 (30,583Byte) X
			関税法施行令 (昭和19年政令第150号、以下「施行令」といふ。) 第108条第2項	
K02	不船輸入申請書 (特殊船舶)	K0010	関税法基本通達 (昭和47年3月31日農商第100号、以下「通達」といふ。) 20-7(4)	
			関税法第20条の2第3項	K02-C2000 (30,583Byte) X



ii 適宜、保存場所を指定して保存します。

NACCSのHYS業務の入力手順②

ii 展開した業務画面に必要項目を入力します。

申請先税関官署*	1A	申請先部門	<input type="text"/>
申請手続種別*	K01		
申請者電話番号	0300000000		
社内整理番号	<input type="text"/>		
記事	担当：奈久須		

※申請先税関官署は官署コードです。
間違いのないように入力してください。
(NACCS掲示板の業務コード集⇒汎用申請関係⇒申請先一覧で確認できます)
※申請先部門は入力不要です。

汎用申請手続一覧にある申請手続種別コードを入力します。
【入力例】
保税地域許可内容変更届：H15

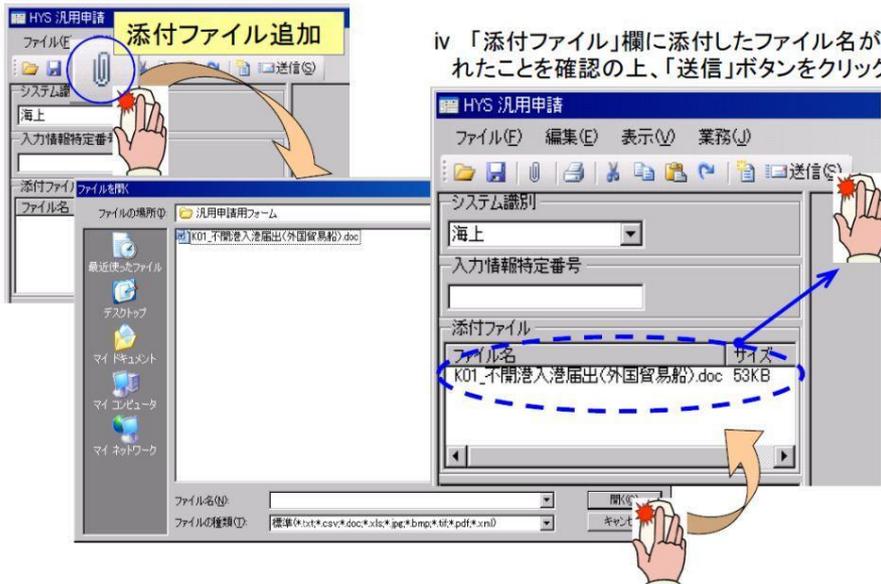
役員変更、主要従業者変更等

※担当者名その他、連絡先電話番号も入力をお願いします。

事務取扱要領を参照し、申請に関する必要事項を入力します。

NACCSのHYS業務の入力手順③

iii 「添付ファイル追加」ボタンをクリックすると【ファイルを開く】ダイアログが展開されますので、申請する手続きファイルを選択のうえ「開く」ボタンをクリックします。



iv 「添付ファイル」欄に添付したファイル名が標記されたことを確認の上、「送信」ボタンをクリックします。

v 業務が正常終了した場合、汎用申請控情報が出力されます。

汎用申請控情報	
汎用申請受理番号	S100107370
申請手続種別	K01
税関手続名称	不開港入港届出<外国貿易船>
申請先税関官署	1A 申請先部門 00
申請年月日	2012/03/02
申請者名	HANYO-A7(TEST)
申請者住所	TOKYO TO MINATO KU
申請者電話番号	0300000000
社内整理番号	
記事	担当：奈久須

HYS業務は、手続自体をNACCSを活用して行うことができる機能ですが、保税地域許可(期間更新申請)については、税関から返信する際、通信欄の文字数に限りがあり、許可更新に関する内容を全て入力できないため、従来どおり、紙による申請・交付となります。
⇒**役員変更届、主要従業者変更届の手続にはHYS業務は有効です。**

2. 添付ファイル登録業務 (業務コード MSB) を利用した添付資料の提出

届出については、税関窓口への書類の提出が必要
(添付資料の送信等)

役員、主要従業者変更のデータ提出など

添付ファイル登録(MSB)とは・・・

添付ファイル登録とは、**NACCSの業務コード(MSB)**を利用し、届出等の参考資料を添付して**送信する**業務です。

- 保税地域の許可期間の更新を申請するとき
- 保税地域被許可者の役員が変更となったとき
- 保税地域被許可者の主要従業者(総合責任者、貨物管理責任者等)が変更となったとき

に、**税関へ提出が必要な**

「役員及び主要な従業者の社名、役職、氏名(カナ、漢字)、生年月日及び性別の**データ(CSV形式(エクセル可))**」
を**提出する方法**のひとつです。



NACCSのMSB業務の入力手順

■ 添付ファイル登録業務(MSB)

MSB 添付ファイル登録

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) 業務(Q)

システム識別
海上

入力情報特定番号

添付ファイル
ファイル

入力項目ガイド

宛先
税関官署* 部門*

件名
〇〇様:△△△の件について

申告申請等番号

通関料
宜しくお願い致します。|

入力不要

添付可能ファイルのみ選択可

CSV形式は選択可能です。

「H」(保稅部門)と入力してください。

当該アイコンをクリックして、添付するファイルを選択する

NACCS掲示板の業務コード集⇒汎用申請関係⇒申請先一覧で確認できます【例】本関:4A

件名の最初に税関の担当者名を記載する

NACCS入力画面はNACCS業務講習会資料(NACCS掲示板に掲載)より引用(次ページ以降も同じ)

MSB業務は、単なる情報伝達(メール送信のようなもの)なので、許可申請、届出等の手続は別途税関窓口で行っていただく必要があります。

これらの業務を利用して・・・

役員変更の届出等にかかるデータの提出を
お願いしています！

本年2月までは、USBメモリを税関窓口にご提出いただき、データを税関端末に移行する方法でしたが、情報セキュリティ強化の一環により、税関端末でUSBメモリを使用することができなくなりました。

そのため、現在、データの提出方法については、下記のいずれかの方法によりお願いしています。

- ① データを紙媒体に印刷して提出
- ② NACCSのHYS業務を利用して提出
- ③ NACCSのMSB業務を利用して提出

②又は③の方法により提出される場合は、事前に税関に電話連絡ください。

添付データ作成要領

社名	役職	氏名カナ①	氏名②	和暦 ③	年 ④	月 ⑤	日 ⑥	性別 ⑦
大阪倉庫 (株)	代表取締役	材カ▲ハナコ	大阪●花子	S	30	03	04	F
大阪倉庫 (株)	総合責任者	材カ▲タロウ	大阪●太郎	S	38	11	30	M
		「▲」は半角スペース	「●」は全角スペース	生年月日				

- ① 「氏名カナ」 :半角で入力(姓と名の間は半角で1マス空ける。)
- ② 「氏名」 :全角で入力(姓と名の間は全角で1マス空ける。)
- ③ 「和暦(生年月日)」 :半角で入力(大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」)
- ④～⑥「年月日(生年月日)」 :半角で入力(数字2桁)
- ⑦ 「性別」 :半角で入力(男性は「M」、女性は「F」)

* データ整理の都合上必要となりますので、提出データには「社名」「役職」を入力して頂くようご協力をお願いします。

これらの業務を利用して・・・

NACCS利用の申出が出来ます！

初めてNACCSに参加された時には、税関への申し出が必要です。

また、SEA NACCSに既に加わっている蔵置場等の被許可者の皆様が、AIR NACCSに追加加入した時にも、税関において、NACCSの業務参加内容等を確認するため、任意様式「保税地域コード利用登録に係る申出書」の提出を依頼しております。

これらの申し出についても、汎用申請（HYS業務）を利用して提出することが出来ます。

申請先税関官署：本関（4A）か管轄税関官署

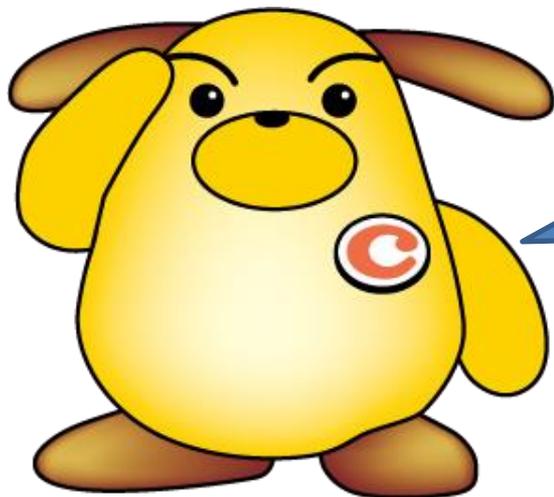
申請手続種別：H99NACCS登録情報変更願（保税）

「申出書」「利用承諾書」を添付のうえ送信してください。

(注) インターネットメールを利用した提出について

情報セキュリティ強化の一環として、インターネットメールの利用についても厳しい取扱いとなっていることから、インターネットメールを利用したCSVデータの提出等については、原則不可とさせていただきます。

ただし、NACCSに参加していないのでMSB業務やHYS業務ができず、営業所や事務所から税関まで距離が離れているので窓口を訪れるのが大変である、あるいは、重要な個人情報を紙に印刷して税関まで持って行くことに抵抗がある、という場合は、管轄の税関官署にご相談ください。



ご不便をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。